

富士宮市立芝富小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、芝富小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめとは、「児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが重要です。また、いじめには多様な態様があることに気を付けて、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかつたりする場合もあることから、その子供や周りの状況等をしっかりと確認するようにします。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにします。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ問題に対する基本的認識

いじめをなくしたいという思いは、児童、保護者、教職員、地域住民等、すべて人の願いです。「いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為である」ことを誰もが分かっているにもかかわらず、いじめを背景とした重大な事案が全国各地で後を絶ちません。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

いじめから児童を守るために、周りの人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どこでも起こりうる」といった意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総掛かりで対峙していくことが重要であると考えます。

3 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、学校ではいじめが起きにくい、互いが認め合えるよりよい人間関係や学校風土を作り出していくことが重要であると考え、以下の取り組みを推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、静岡県いじめ対応マニュアルや富士宮市いじめ対応マニュアルを用いて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

○児童に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は児童理解を深め、児童との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・児童の目線に立ち、児童の話に耳を傾けることに努めます。
- 児童同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・スマイル(縦割り)活動や学級での活動を通して、誰とでも仲良くする心を育みます。
 - ・特に配慮を必要とする児童に対して、適切な支援と指導を行います。
 - ・「人間関係づくりプログラム」(※1)を5月と10月と2月の3回実施します。(全学年)
 - ・児童会活動や帰りの会で友達のよいところを見つける活動を行います。
- 授業の中での規律を大切にし、分かる授業作りを進めます。すべての児童が安心して発言したり活動したりできる授業作りに努めます。
 - ・校内授業研修会を実施します。

(3) 児童自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、児童自らがいじめをなくすとする態度を育みます。
- いじめ防止のために子供たちが主体的に考える取組や場の設定を児童会で考える。
- 「特別の教科 道徳」では、いじめに関連する道徳的価値について、児童がじっくり考えを深められるよう指導します。

4 いじめへの対処に向けた取組

(1) 未然防止

- 社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。
- 学級活動や児童会活動、スマイル活動等、子供が自主的にいじめの問題を自分のこととして捉え、議論する等、いじめ防止に資する活動に取り組みます。また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、子供が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- 生徒指導だより「WITH YOU」を発行します。

(2) いじめの早期発見

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に務め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように全教職員が努めます。「～過ぎる」と感じた時は、見逃さずに児童に声を掛け、職員で情報を共有するよう努めます。気になるあらわれについての報告から共有までの手順を一本化し、情報共有の手順や方法を明確にします。
- たとえ小さな兆候であってもいじめの可能性を疑い、一人で判断せず校長(もしくは教頭)及び生徒指導主任に報告・相談し、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
 - ・いじめアンケートを年間3回実施し、聞き取り調査を行います。
 - ・教育相談週間を年間2回実施します。
- スクールカウンセラーの教育相談や電話相談窓口等相談体制について広く周知するとともに、児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(3) いじめの早期対応

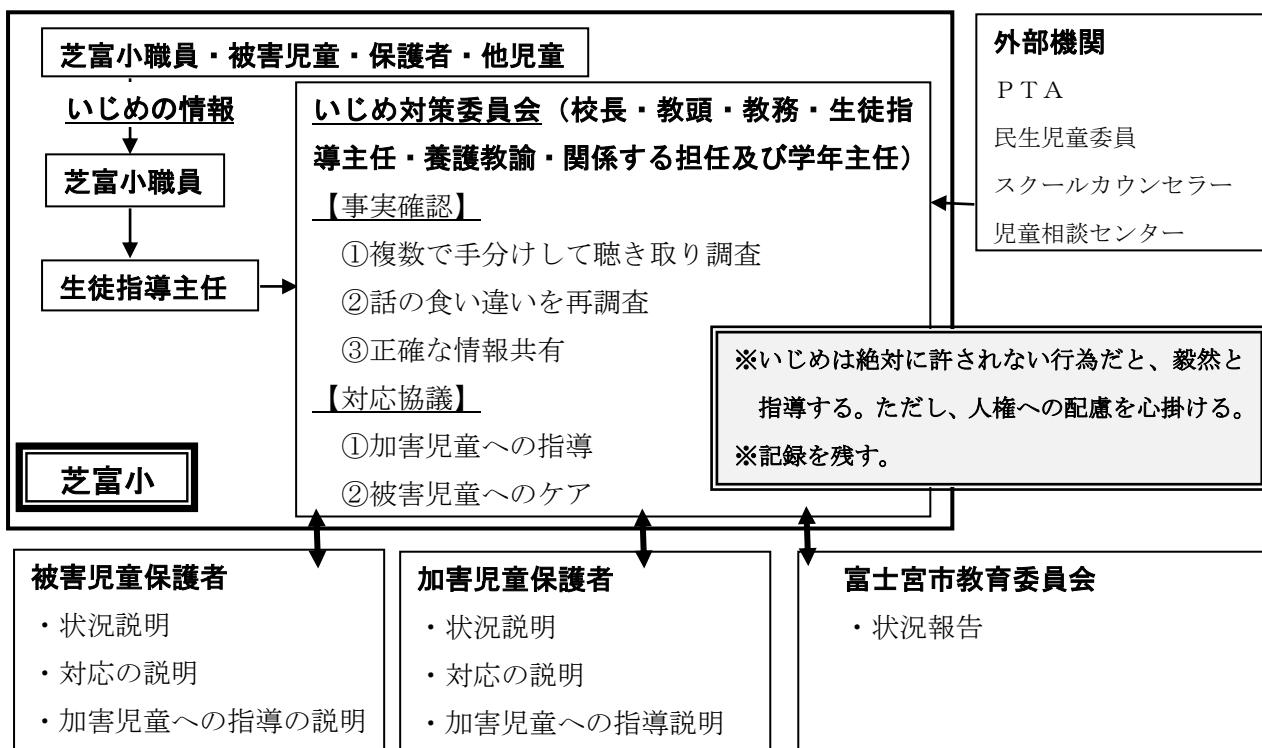
- いじめの可能性があると判断した場合は、いじめ対策委員会(校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・関係する担任及び学年主任)を開き、情報を吟味して判断します。

- いじめの態様等に即した対策チーム（含関係機関）を編成し、今後の対応について確認します。
- 被害児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 加害児童に対する精神的な面での配慮を行います。事実の確認が行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行った児童」というレッテルを貼られ、二次的な被害者にならないように配慮します。
- 被害児童の保護者と加害児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることなく、被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを見守ります。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

5 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だより・生徒指導だよりの発行、HP 等を通して、いじめ防止対策や対応について広報します。
 - ・「子供のサイン発見チェックリスト(家庭用)」を実施します。
- 被害児童については、中学校と連携し、継続した見守りを行います。
- 自校だけでなく、芝川中学校区四校で連携し、インターネットによるいじめ問題等、地域や保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 いじめへの対応について（フロー図）



7 重大事態への対処について

○いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 重大事態とは

(ア)いじめによる児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合。

(イ)欠席の原因がいじめと疑われ、児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間、連続して欠席しているとき。

○児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態についての調査について

○重大事態が発生した場合には、学校は富士宮市教育委員会に報告し、富士宮市教育委員会の判断のもと、速やかにいじめ対策委員会を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。調査は、因果関係の特定を急がず、網羅的明確に行い、調査方法は、児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。なお、いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、児童の尊厳を保ちつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

(3) 情報の提供

○富士宮市教育委員会や芝富小は、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

(4) 報道への対応

○情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意します。

8 重大事態対応フロー図

重大事態の発生

【芝富小学校】

- (ア)いじめによる子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・子供が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
- (イ)欠席の原因がいじめと疑われ、子供が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間、連続して欠席しているとき。

【富士宮市教育委員会】 調査主体を判断する。

【学校が調査主体の場合】

- ①学校の下に、いじめ防止対策委員会を設ける。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ④調査結果を富士宮市教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置をとります。

【富士宮市教育委員会が調査主体の場合】

富士宮市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

9 年間の取組計画について

令和2年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立芝富小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職	児	保育		
4	○			基本方針確認	職員会議
		○		学級開きで呼びかけ	学級活動
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
	○		○	PTA総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA総会
	○		○	各学級で呼びかけ	学級懇談会
5	○			いじめに関する研修会	職員研修
		○		人間関係づくりプログラム1	学級活動
	○	○		教育相談週間	
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
	○			子供のサイン発見チェックリスト	
6	○		○	学級懇談会で情報交換	学級懇談会
		○		いじめ実態アンケート	
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
7	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
		○	○	学校評価 児童・保護者アンケート	
			○	個々面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
	○			アンケート集約	
8	○			アンケート分析	
	○			いじめに関する研修	職員研修
	○			1学期評価から、計画の修正、実施	職員会議
9		○		学校行事(運動会)における構え・全体指導	特別活動
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
10	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	特別活動・放課後
		○		人間関係づくりプログラム2	
	○	○		教育相談週間	
	○	○		ケータイ講座(6年生親子)	授業参観
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
11	○	○	○	いじめ実態アンケート・子供のサイン発見チェックリスト	
				スクールカウンセラー教育相談	
		○		学校評価 児童・保護者アンケート	
12	○		○	懇談会で情報交換 情報モラルについての啓発	学級懇談会
	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		学校評価結果報告	学校評価だより
2	○	○	○	スクールカウンセラー教育相談	
	○	○	○	いじめ実態アンケート	
	○	○		人間関係づくりプログラム3	学級活動
3	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議